

令和7年度第3回山形地方最低賃金審議会議事録

- 1 日 時 令和7年9月3日（水）午前9時57分～午前10時55分
- 2 場 所 山形労働局大会議室（山形市香澄町3-2-1 山交ビル3階）
- 3 出席者 委員13名
公益 粕谷委員、コーエンズ委員、本間委員
労働者側 石川委員、遠藤委員、大類委員、柿崎委員、納富委員
使用者側 江袋委員、大泉委員、木村委員、丹委員、仁藤委員
【欠席】 公益・押野委員、丸山委員
（事務局） 島田山形労働局長、松岡労働基準部長、門脇賃金室長、
今野賃金室長補佐、高橋事務官

4 議 題

- （1）山形県最低賃金の改正決定について（答申）
- （2）山形県特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性について（諮問）
- （3）その他

5 議事経過

○本間会長

ただ今から、第3回山形地方最低賃金審議会を開催します。

本日はお忙しいところご出席いただき、ありがとうございます。

はじめに、本日の出席者及び公開の関係、その他、審議の前に事務局から報告することがありましたらお願いします。

○事務局：門脇

本日は、公益の押野委員、丸山委員が欠席されておりますが、公益委員3名、労働者側委員5名、使用者側委員5名、計13名の出席がございますので、最低賃金審議会令第5条第2項で規定する定足数を満たし、本審議会が有効に成立していることをご報告いたします。

次に、最低賃金引上げに係る署名をご紹介します。先般、県労連より「山形県最低賃金を直ちに時間額1,500円以上に引き上げ、地域間格差の解消を求める」請願署名の提出があったところですが、昨日、追加で863筆の提出がございました。追加分を合わせますと2,951筆となります。

本日の審議会は公開でございます。傍聴の方と報道機関の取材記者の方が入っております。カメラ撮影については冒頭の部分と答申文・諮問文の受渡しの場면을許可しております。

○本間会長

それでは、これから審議に入りますので、報道機関の方、カメラ撮りは一旦ここまでとしてご着席をお願いいたします。

なお、答申文、諮問文の受け渡しの場面の撮影につきましては、そのタイミングで時間を取りますので、指示に従ってください。

議事の（１）山形県最低賃金の改正決定に進みます。

山形県最低賃金専門部会の審議結果について、本日は丸山部会長が欠席ですので、コーエンズ部会長代理から報告をお願いいたします。

事務局は部会報告の写しを配付してください。

○コーエンズ部会長代理

８月１日から８回にわたり議論を重ねてまいりましたが、最終的に公益見解に対し労使双方が歩み寄りをいただき導き出した結果について報告いたします。

山形地方最低賃金審議会会長本間佳子殿。山形地方最低賃金審議会山形県最低賃金専門部会部会長丸山政己。山形県最低賃金の改正決定に関する報告書、当専門部会は、令和７年７月１４日、山形地方最低賃金審議会において付託された山形県最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙１のと通りの結論に達したので報告する。また、別紙２のとおり平成２０年８月６日付け中央最低賃金審議会の「平成２０年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、令和５年１０月１４日発効の山形県最低賃金（時間額 900 円）は、令和５年度の山形県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は別紙３のとおりである。さらに、当専門部会としては、山形県内の中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性は労使共通の認識であることを踏まえ、別紙４のとおり政府等への要望として山形地方最低賃金審議会の答申に付記することを要望する。

別紙１、山形県最低賃金。１ 適用する地域、山形県の区域。２ 適用する使用者、前号の地域内で事業を営む使用者。３ 適用する労働者、前号の使用者に使用される労働者。４ 前号の労働者に係る最低賃金額、１時間 1,032 円。５ この最低賃金において賃金に算入しないもの、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当。６ 効力発生の日、令和７年１２月２３日。

別紙２、山形県最低賃金と生活保護との比較について。１ 地域別最低賃金、（１）件名、山形県最低賃金（２）最低賃金額、時間額 900 円（３）発効日、令和５年１０月１４日。２ 生活保護水準、（１）比較対象者、18～19 歳・単身世帯者（２）対象年度、令和５年度（３）生活保護水準（令和５年度）、生活扶助基準（第１類費＋第２類費＋期末一時扶助費）の山形県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（97,803 円）。３ 生活保護に係る施策との整合性について、上記１の（２）に掲げる金額の１箇月換算額

（註）と上記２の（３）に掲げる金額とを比較すると山形県最低賃金が下回っているとは認められなかった。（註）１箇月換算額、900 円（山形県最低賃金）×173.8（１箇月平均法定労働時間数）×0.807（可処分所得の総所得に対する比率※）＝126,231 円。

専門部会委員は別紙３のとおりです。

別紙４、政府等への要望。当専門部会としては、山形県内の中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性は労使共通の認識であることを踏まえ、以下のことを山形地方最低賃金審議会の答申に付記することを要望する。１ 中央最低賃金審議会での目安の決定にあたっては、地方最低賃金審議会の審議日程に十分に配慮すること。２ 最低賃金の地域間格差の是正については、Ｃランク県が競って大幅な引上げ額の改定をせざるを得ない事態となっており、地方の中小企業、小規模事業者に急激で過重な負担を強いる状況となっている。こうした状況を踏まえ、Ｃランク県に対し格差是正に繋がるような支援策等を審議に先立ち提示していただきたい。３ 中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、所管官庁は労務費、原材料費、エネルギーコスト等上昇分の適

切な価格転嫁の確実な実現に向け、監視と指導その他効果的な対策を徹底すること。

4 賃上げを実施した企業に対する社会保険料負担額の軽減や、年収の壁の撤廃等、企業が継続して賃上げを実施していくために必要となる税制改正を含めた措置を講じるとともに、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2025」で閣議決定された「中央最低賃金の目安を超える最低賃金の引上げが行われた場合の重点的な支援」について、早急に具体的な内容を示し実施すること。なお、地方最低賃金審議会における最低賃金改定に係る金額審議前に、目安額を超えた引上げを実施した場合に重点支援が行われるといった政府方針が示されたことは、目安額を基に本審議会が地域の実情を考慮しつつ、最低賃金決定 3 要素のデータに基づき審議するとされている審議のあり方を歪めかねない事態であることを指摘しておく。政府に対しては何よりも、先に述べたとおり速やかに具体的な支援策の決定と実施を要望する。

以上です。

○本間会長

ただ今の報告について、この後、各委員からご意見を伺った上で採決いたします。引き続きこのまま公開の形で進めたいと思いますが、ご異議はございませんか。「(異議なし)の声」

それでは、ただ今の報告のとおり、専門部会では 77 円引上げて、改正額は 1,032 円とし、発効日は令和 7 年 12 月 23 日とする結論に至ったということでございます。

また、県内の中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性は労使共通の認識であることを踏まえ、政府に対する要望事項として、地域の格差是正実現に必要な支援策等は審議に先立って提示すること等、4 点について、本審議会の答申に付け加えてほしいとのことであります。これらの部会報告について各側委員からご意見があればお聞きしたいと思います。

まず、労働者側いかがでしょうか。

○労働者側：石川委員

特にございません。

○本間会長

次に、使用者側いかがでしょうか。

○使用者側：木村委員

今回の決定については、付帯事項として意見を入れていただいたわけですが、いずれにしても C ランクの地方が競って上げざるを得ない異常な事態になっていると認識しております。政府において、ある程度早急な支援策をしっかりと講じていただいて、地方の中小企業、小規模事業所が賃上げをするにあたって必要となる支援策を直接的に早急に実施していただくよう改めてお願いをしたいと思います。

○使用者側：江袋委員

まずは専門部会の委員の皆さまご苦勞様でございました。こんなに高い目安額を提示されてまとめるまでに非常にご苦勞があったものと思います。報告書にも付記するものとして、政府等への要望ということで記載されておりますが、企業としてはただでさえトランプ関税等の影響を受けている部分があります。また、賃金が上がれば社会保険料も自動的

に無条件で使用者負担分が上がります。企業側は、賃金引上げ分と社会保険料引上げ分にかかるそれぞれの財源をもうけとして持っていないといけないわけです。経営者の方に伺うと非常に厳しい、受注先を変えなければいけないかもしれないし、場合によっては地域だけでなく海外も視野に入れながら、業態を変えていくということをしていかないと経営が成り立たないという可能が十分あるという声もいただいております。そういう意味では、これを機にして企業の中での生産の部分、サービスの部分、そのやり方、進め方に対してもかなり改善を入れていかなければならないと、必死になってくるものと思われまゝす。そのあたりが今までどおりではいけないという状況が生まれてくると覚悟しなければいけないと思います。それから、要望書にもありましたが、目安を出す片方で、政府として景気の不確実性への対応、あるいは雇用継続のための政策、年収の壁の突破と言っていますが現実的に壁が突破されたという制度改革が見えない中で中小企業は不安だらけです。経営者としてはこれからどうなるのか、その中で賃金を上げざるを得ない。これは強制です。非常に経営環境は厳しいということは十分ご理解いただきたいと思います。そもそも最低賃金は、社会的弱者の方々に対して、生活が成り立つようにすべきという部分があるのではないかと思います。最低賃金制度が景気不良対策の1つの道具みたいになって、非常に制度としてもおかしい状況にあるのではないかと個人的に感じるところがございます。そういう意味で今回の賃上げは経営者にとって非常に厳しい専門部会の報告になっているというのが、私どもの受け止めです。特に倒産件数、これから全国的にも増えていく状況にあると思いますので、それで職を失った人々をどうやって救済するのかというあたりについて、きちんと労働行政の方も手を入れていただかなければと思います。ただでさえ労働者もいない、人もいない、人材不足だと企業が悲鳴を上げている中ですから、その辺の経済環境を支えていくという施策を切に望んでいきたいと思います。以上です。

○使用者側：大泉委員

専門部会の審議がこのような結果ということで、大変お疲れであったと、かなりご苦労されたことと思います。尊重していききたいところではあるのですが、県内は中小企業、特に小規模事業所が多いです。そういった人たちの経営実態を聞かせていただきますと、やはり物価高や人件費等の高騰分をなかなか価格転嫁できていないという状況が続いています。その厳しい状況の中において、小規模事業者の皆さんは厳しい経営環境にあるということは変わらないと思います。原材料も高騰している、利益の捻出もできないということを考えると賃金の上昇分を充てられるものを確保できていないという状況がございます。全国的な目安額が示されたときにも申し上げましたが、その目安額でさえなかなか厳しい状況にあるということでございます。今回のこの答申額が、それ以上の金額になったということで、それをこの1年間続けていかなければいけないということを考えると小規模事業所を含め、県内の事業所にとってはかなり経営的な負担があるものと推測されますし、そういう声もいただいております。最低賃金の引上げというのは、一層経営を圧迫しかねない、人員削減に繋がるような恐れもあるというのが非常に懸念されるという状況でございまして、そういう厳しい声があるということをおし上げておきたいと思っております。

○本間会長

公益委員はいかがでしょう。

ないようですので、それでは、部会報告について採決を行います。

山形県最低賃金の改正について、当審議会として部会報告のとおり、時間額を77円引上げて改正額は1,032円、発効日は令和7年12月23日とすることで答申したいと思いま

す。また、この答申に先ほど報告がありました政府に対する要望事項を付け加えたいと考えます。これについて賛成の委員の挙手を求めます。続いて反対の委員の挙手を求めます。

採決の結果、会長を除き、賛成の委員が9名、反対の委員が3名ですので、出席委員の過半数の賛成を得たものと認められますので、山形県最低賃金の改正について部会報告のとおり答申することに決定いたしました。答申文案作成のため若干時間を取りますが、事務局どれくらいかかりますか。

○事務局：門脇

5分程度お待ちいただければと思います。

(休 憩)

○本間会長

それでは、審議を再開いたします。

当審議会としての答申文案ができあがりしましたので、内容をご確認いただくため、事務局で読み上げてください。

○事務局：門脇

事務局より表題以下について、読み上げさせていただきます。

当審議会は、令和7年7月14日付け山形労発基0714第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので答申する。また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、令和5年10月14日発効の山形県最低賃金（時間額900円）は、令和5年度の山形県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。なお、当審議会としては、山形県内の中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性は労使共通の認識であることを踏まえ、別紙3のとおり政府等へ要望する。

別紙1、山形県最低賃金を次のとおり改正決定すること。1 適用する地域、山形県の区域。2 適用する使用者、前号の地域内で事業を営む使用者。3 適用する労働者、前号の使用者に使用される労働者。4 前号の労働者に係る最低賃金額1時間1,032円。5 この最低賃金において賃金に算入しないもの、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当。6 効力発生の日、令和7年12月23日。

別紙2、山形県最低賃金と生活保護との比較について。1 地域別最低賃金（1）件名、山形県最低賃金（2）最低賃金額、時間額900円（3）発効日、令和5年10月14日。2 生活保護水準、（1）比較対象者、18～19歳・単身世帯者（2）対象年度、令和5年度（3）生活保護水準（令和5年度）生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋期末一時扶助費）の山形県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（97,803円）。3 生活保護に係る施策との整合性について、上記1の（2）に掲げる金額の1箇月換算額（註）と上記2の（3）に掲げる金額とを比較すると山形県最低賃金が下回っているとは認められなかった。（註）1箇月換算額900円（山形県最低賃金）×173.8（1箇月平均法定労働時間数）×0.807（可処分所得の総所得に対する比率※）＝126,231円。

別紙3、政府等への要望。山形地方最低賃金審議会としては、山形県内の中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性は労使共通の認識であることを踏まえ、

以下のことを要望する。1 中央最低賃金審議会での目安の決定にあたっては、地方最低賃金審議会の審議日程に十分に配慮すること。2 最低賃金の地域間格差の是正については、Cランク県が競って大幅な引上げ額の改定をせざるを得ない事態となっており、地方の中小企業、小規模事業者に急激で過重な負担を強いる状況となっている。こうした状況を踏まえ、Cランク県に対し格差是正に繋がるような支援策等を審議に先立ち提示していただきたい。3 中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、所管官庁は労務費、原材料費、エネルギーコスト等上昇分の適切な価格転嫁の確実な実現に向け、監視と指導その他効果的な対策を徹底すること。4 賃上げを実施した企業に対する社会保険料負担額の軽減や、年収の壁の撤廃等、企業が継続して賃上げを実施していくために必要となる税制改正を含めた措置を講じるとともに、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2025」で閣議決定された「中央最低賃金の目安を超える最低賃金の引上げが行われた場合の重点的な支援」について、早急に具体的な内容を示し実施すること。なお、地方最低賃金審議会における最低賃金改定に係る金額審議前に、目安額を超えた引上げを実施した場合に重点支援が行われるといった政府方針が示されたことは、目安額を基に本審議会が地域の実情を考慮しつつ、最低賃金決定3要素のデータに基づき審議するとされている審議のあり方を歪めかねない事態であることを指摘しておく。政府に対しては何よりも、先に述べたとおり速やかに具体的な支援策の決定と実施を要望する。

○本間会長

皆様、この内容でよろしいでしょうか。（「異議なし」の声）

それでは、この内容で山形労働局長に答申することといたします。報道機関の皆様、答申文の受け渡しの場面の撮影を許可いたします。

答申します。

○島田労働局長

ありがとうございます。

○本間会長

報道機関の皆様、カメラ撮りはここまでとします。ご着席ください。

それでは、ここで山形労働局長からご挨拶をいただきます。

○島田労働局長

ただ今、本間会長より山形県最低賃金の改正決定について答申をいただきました。

7月14日に諮問を行い、ご審議をお願いいたしました。県民からの注目の高い中、地域の実情や労使の動向などを踏まえ、慎重な審議を尽くした上で、答申をいただきましたことに対し、心より感謝申し上げます。

特に、専門部会の委員の皆様におかれましては、ご多忙にも関わらず、また、それぞれにお立場や実情のある中で、8回に及ぶご審議をいただきましたこと、重ねて感謝申し上げます。

本日の答申を尊重いたしまして、速やかに、改正発効に向けての手続きを進めてまいります。

また、改正後の最低賃金の履行確保が何より重要であります。周知広報や履行確認の徹底、並びに業務改善助成金をはじめとする中小企業・小規模事業主への支援策について、労働局といたしましても最大限取り組んでまいります。

皆様のご尽力に改めて感謝申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、答申に対するお礼とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

○本間会長

ありがとうございました。

これからの事務手続について事務局から説明してください。

○事務局：門脇

ただ今、答申がなされましたので、速やかに答申の内容を公示し、異議申出の受付を行います。期間は9月18日木曜日までとなります。

異議申出がなされた場合には、9月19日金曜日午前10時から開催予定の第4回本審議会において異議の取扱いについてご審議を頂きます。審議の結果、「異議を認めず答申のとおり決定する」との結論となった場合は、速やかに官報公示の手続きを進め、指定発効日である12月23日から効力発生となります。以上です。

○本間会長

ただ今の説明について何かご質問はございますか。

ないようですので、次に議事の（2）特定最賃の改正決定の必要性についてであります。これにつきまして労働局長から諮問を受けることとなっております。報道機関の皆様、撮影を許可いたします。事務局は諮問文の写しを配付してください。

○島田労働局長

山形県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業最低賃金ほか3件の山形県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について、貴会の意見を求め、諮問いたします。

○本間会長

報道関係者の皆様、カメラ撮りはここまでとします。ご着席ください。

必要性の諮問理由について労働局から説明をお願いいたします。

○松岡労働基準部長

特定最低賃金の改正決定の必要性について、諮問理由をご説明いたします。1ページ資料Ⅰをご覧ください。

本年8月6日に、現行の4つの特定最低賃金に係る産業であります、ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業、自動車・同附属品製造業、自動車整備業の関係労働組合の代表から、特定最低賃金の改正決定を求める申出がございました。

山形労働局において内容を審査しましたところ、適用労働者に対する申出合意労働者の割合が3分の1以上であり、申出に必要な条件を満たしていると認められることから、本日、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について山形地方最低賃金審議会の意見を求める諮問をさせていただきました。

ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○本間会長

ただ今の説明について、ご質問等がありましたらお願いいたします。

ないようですので、それではこれから必要性の審議に入ります。必要性の審議は今回と次回の2回にわたって行いたいと考えています。

初めに、労働者側から申出に係る説明とご意見を伺いたいと思います。

○労働者側：石川委員

特定最低賃金につきましては、当該4業種における労働条件の向上、または事業の公正競争をより高いレベルで確保し、産業ごとの企業横断的な最低賃金水準を決定する役割を果たしているものでございます。これは地域別最低賃金との優位性確保、飲み込まれている現状においても何ら変わることない普遍的なことであるのではないかと考えております。公正競争が担保される環境情勢の必要性の高まりや産業構造の変化、労働力人口に減少も伴う産業間の人材獲得競争の激化などに鑑みれば、むしろ特定最低賃金の意義や必要性は高まってきているのではないのでしょうか。その重要性を再認識し、当該産業の労使のイニシアティブの発揮に向けて審議会運営の進め方含め、真摯な議論を尽くしていくべきではないかと考えます。机上にあります資料にお目通し願います。適用労働者数の3分の1を超える合意をもって、申請させていただき、疎明資料を提出させていただきました。こちらは厚生労働省公表の令和6年賃金構造基本統計調査、賃金センサスを基に当該4業種の賃金について、調べた結果を記載したものです。各産業、規模間ではありますが、17万円代半ばからの初任給となっており、この初任給を時給で換算しますといずれも現行の特定最低賃金を上回っている状況であります。長引く人手不足解消のため、人材確保激化の中、採用時における企業の努力によるものと推察されます。また、4業種ほぼ全ての規模で70歳以降の賃金までもが設定されております。中小・零細企業の人手不足がそこから読み取れると思います。少子高齢化の中、人手不足がこの勢いで続けば企業又は産業の存続の危機つながることが現実味を帯びてきているのではないのでしょうか。それぞれの産業でしっかりと地域別最低賃金に対して優位性を持った金額を担保し、地域間の格差是正による労働力流出を鑑み、人材確保を最優先にするべきではないのでしょうか。特に若年層の確保を推進いたしまして、県内企業の存続と産業の発展に寄与することが山形の未来に繋がると考えております。今年度につきましても、労使のイニシアティブを発揮しまして、それぞれの課題に対応していただきたいと考えております。

最後に労働者側から要望でございますが、地域別最低賃金の大幅引上げということで本審の中で特定最低賃金の必要性の議論をすることは難しいと考えております。前段に公労使で何か話し合う場を設けていただきたいなと考えているのですが、ぜひよろしく願いいたします。以上です。

○本間会長

次に、使用者側からご意見等お願いします。

○使用者側：丹委員

使用者側はこれまでも特定最低賃金については、屋上屋を重ねるものだと申し上げておりました。今般地域別最低賃金の改定が答申されたわけですが、現在の特定最低賃金を大幅に飲み込む引上げだったことを踏まえて、必要性については現段階では留保させていただきたいと思います。以上です。

○本間会長

各側委員から、ほかにご発言はございませんか。
なければ、只今、ご意見のありました特定最低賃金の必要性について議論を行う場について、事務局から何か提案はありますか。

○事務局：門脇

山形地方最低賃金審議会運営規程第3条に「会長は、審議会の議決により特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため委員を指名して小委員等を設けることができる」と規定しています。

特定最低賃金決定等の必要性審議については、全会一致で必要性ありと答申されたものが改正諮問に進みますので、必要性の有無について十分な検討、議論をいただく場として小委員会の設置をご提案いたします。

小委員会を設置するにあたり、運営規程案を作成し、机上配布しておりますのでご覧ください。

第2条の構成員ですが、各側、本審委員3名で構成し、公労使で率直な意見の交換を行い、必要性の有無に特化して議論いただきたいと思います。

○本間会長

ただ今、事務局から提案のあった小委員会の設置について、意見・質問ございませんか。

ないようですので、それでは、小委員会を設置すること、小委員会において特定最低賃金の必要性の有無を検討することとしてよろしいでしょうか。（「異議なし」の声）

事務局から小委員会の開催日程等について説明してください。

○事務局：門脇

本日、小委員会の設置が決定しましたので、構成員各側3名については、人選のうえ明日4日まで事務局門脇あてメール等にてお知らせ願います。各側委員が出揃いましたら、とりまとめ会長に報告することにより会長指名に代えさせていただきたく存じます。また、開催日程は小委員会委員と日程調整のうえ決定しますが、9月19日の本審において検討結果を報告できるよう日程をくみます。別途日程調整をさせていただきますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

○本間会長

先ほどの小委員会運営規程（案）については採決しなくてもよろしいでしょうか。

○事務局：門脇

小委員会運営規程についても、採決していただければと思います。

○本間会長

それでは、先ほど特定最低賃金の必要性の有無について、小委員会を設置することとなりましたが、机上に配布された小委員会運営規程に則り運営していくということによろしいでしょうか。（「異議なし」の声）

他に事務局説明に質問等ございませんか。

特段ないようですので、各側3名の委員を選し、明日まで事務局に報告してください。

い。

小委員会については、初めての開催となりますし、率直な意見の場ということで、企業、団体等の個人情報ができる可能性もありますので非公開としたいと思いますがいかがでしょうか。（「異議なし」の声）

それでは、小委員会は非公開で開催することとします。

次に議事（３）その他ですが、事務局、何かありますか。

○事務局：門脇

ありません。

○本間会長

それでは、今回は小委員会報告をうけ必要性についての結論を出したいと思います。次回の日程等について、事務局から説明してください。

○事務局：門脇

次回、第４回本審議会は、９月１９日金曜日午前１０時からこの会場で開催いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○本間会長

次回の第４回本審議会は、本日答申しました地域別最低賃金に対して異議の申出があった場合の異議審と特定最賃の必要性の審議となります。

これらの審議については原則どおり公開としたいと思いますが、ご意見はございますか。

（「異議なし」の声）

ご意見等がないようですので、次回の本審議会は公開といたします。

本日予定していたものはこれで終了ですが、ほかに委員の皆様から何かご発言はございますか。

ないようですので、これで第３回審議회를終了いたします。